

居宅系サービスに必要な 口腔管理について

神戸市歯科医師会 高齢者福祉委員会

公益社団法人神戸市歯科医師会

神戸市9区の歯科医師会と連携して神戸市民の歯科口腔保健の向上に取り組んでいる

神戸市歯科医師会

東灘区歯科医師会

灘区歯科医師会

神戸市中央区歯科医師会

兵庫区歯科医師会

神戸市長田区歯科医師会

須磨区歯科医師会

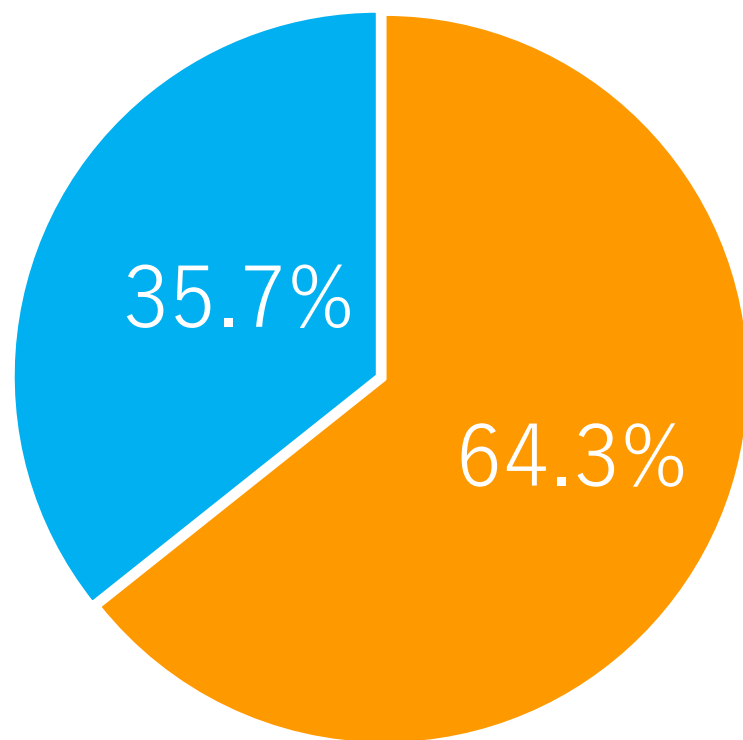
神戸市垂水区歯科医師会

神戸市北区歯科医師会

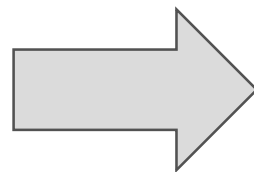
神戸市西区歯科医師会

要介護者の多くが歯科治療が必要とされているが 実際にはわずかしか受けていない

要介護高齢者290名（平均年齢 86.9歳 ± 6.6歳）



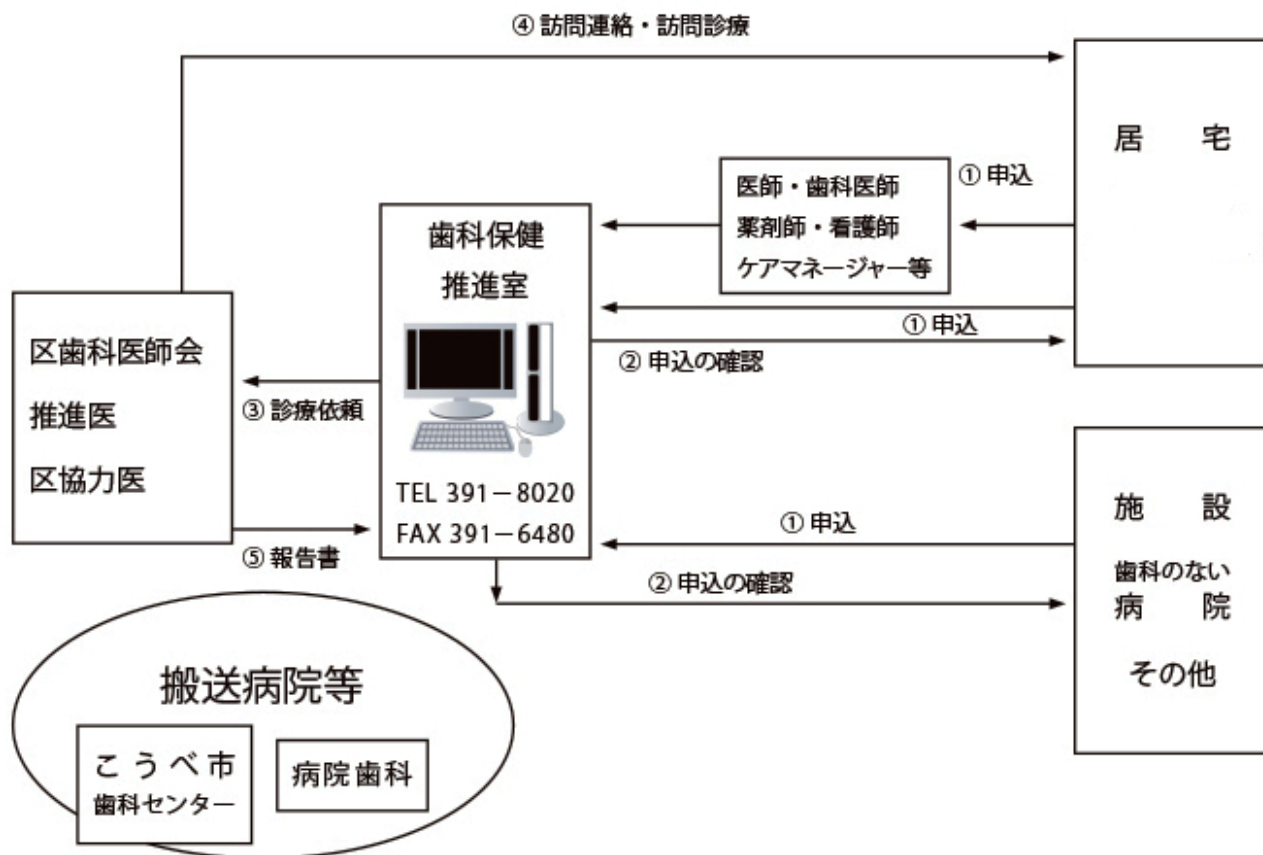
■ 必要性あり ■ 必要性なし



歯科治療が必要な
64.3%のうち
実際に歯科治療を
受けた要介護者は
わずか**2.4%**

神戸市歯科医師会・各区歯科医師会 訪問歯科診療推進事業

訪問歯科診療の流れ



申込み・問い合わせ

神戸市歯科医師会 歯科保健推進室

TEL : 078-391-8020

FAX: 078-391-6480

各区歯科医師会訪問歯科診療依頼窓口

令和3年度介護保険改定 口腔・栄養スクリーニング加算

従来の栄養スクリーニング加算による取組に加え、口腔の健康状態の確認を行うことを評価する加算として新設された

算定要件

従業者が、利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行うこと

対象事業者

通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

令和6年度介護保険改定 訪問介護に口腔管理の連携加算を新設

口腔連携強化加算

訪問系サービス及び短期入所系サービスにおいて、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、**介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施**並びに 利用者の同意のうえで**歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供**を評価する新たな加算

対象事業者

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

算定要件

- ・ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ・ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる**歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等を取り決めていること。**

従来の歯科医院との付き合い方

「歯が痛い」「入れ歯をつくりたい」・・・という利用者と利用者の家族からの訴えにより訪問歯科診療へと繋ぐ

今後の歯科医院との付き合い方

事業所の職員が、利用者のお口の健康状態を評価し、利用者の同意を得て訪問歯科診療へと繋ぐ

情報提供書 (別紙様式 6) (図 3) 口腔の健康状態の評価

加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書

介護事業所の名称
所在地
電話番号
FAX番号
管理者氏名
記入者氏名

利用者氏名	(ふりがな)		男 女			
	年	月	日生	連絡先 ()		
基礎疾患	☐ 難聴疾患 ☐ 要介護 (☐ 1 ☐ 2) ☐ 要介護 (☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5)					
	☐ 脳血管疾患 ☐ 骨折 ☐ 認知症疑病 ☐ うつ病性不全 ☐ 感染症感染症 ☐ 糖尿病 ☐ 高山症 ☐ 骨粗しょう症 ☐ 関節リウマチ ☐ がん ☐ うつ病 ☐ 認知症 ☐ 褥瘡 ☐ (※上記以外)の ☐ 神経疾患 ☐ 運動器疾患 ☐ 呼吸器疾患 ☐ 循環器疾患 ☐ 消化器疾患 ☐ 腎疾患					
基本情報	☐ 認知性基失の発症・経過 ☐ 無病		☐ あ ☐ なし (最近1年発症年: 年 月) ☐ なし ☐ あ ☐ なし (内分必疾患 ☐ 皮膚疾患 ☐ 精神疾患 ☐ その他)			
	☐ 摂食方法 ☐ 経口のみ ☐ 一部経口 ☐ 経管栄養 ☐ 静脈栄養		☐ あ ☐ なし ☐ 経口のみ ☐ 一部経口 ☐ 経管栄養 ☐ 静脈栄養			
	☐ 現在の歯科受診について ☐ 最近1年間の歯科受診		☐ あ ☐ なし (最終受診年月: 年 月) ☐ なし			
	☐ 義歯の使用 ☐ 義歯装着の確立		☐ あ ☐ なし (☐ 部分 ☐ 全歯) ☐ なし ☐ 部分 ☐ 部分全歯 (全助動歯:) ☐ 全助動 ☐ なし			
☐ 現在の処方 ☐ あ ☐ なし (薬名:)						

項目番号	項目	評価	（口唇の健康状態の評価）	
				評価基準
1	開口	☐ できる ☐ できない		上下の歯茎の間に指2本分（縦）入る程度まで口があかない場合（開口3 cm以下）には「できない」とする。
2	歯の汚れ	☐ なし ☐ あり		歯の表面や歯と歯の間に白や黄色の汚れ等がある場合には「あり」とする。
3	舌の汚れ	☐ なし ☐ あり		舌の表面に白や黄色、茶、黒色の汚れなどがある場合には「あり」とする。
4	歯肉の腫れ、出血	☐ なし ☐ あり		歯肉が腫れている場合（反対側の同じ部分の歯肉との比較や歯肉と口腔腔との隙に出血する場合は「あり」とする。）
5	左右両方の歯茎でしっかりとみえられる	☐ できる ☐ できない		・本人にしっかりとみえられないとの認識がある場合は「あり」とする。 ・義歯をいれても歯肉が白い部分がある場合は「できない」とする。
6	むせ	☐ なし ☐ あり		・平時や食事時にむせがある場合や喉がつかむ「むせ」はなくても、 食後のむせがらみ、声の変化、むせがくるなどがある場合は「あり」とする。
7	ぶくぶくうがい ^{※1}	☐ できる ☐ できない		・歯磨き後のうがいの際に口に水をためておける場合や喉を咽下せぬ場合や咽下した際に左右に動かせない場合は「できない」とする。
8	食物のため込み、残飯 ^{※2}	☐ なし ☐ あり		・食事の際に口の中に食物を飲み込まずためてしまう場合や飲み込んだ後に口を開けると食物が一部残っている場合は「あり」とする。
その他	（自由記載）			
				・歯や粘膜に痛みがある、口のなかの乾燥、口臭、義歯の汚れ、義歯がすくにつれる、口中に異物が残っている等の病状になる点があれば記載する。

歯科医師等 ² による口腔内等の確認の必要性 ☐ 低い ☐ 高い	・項目1～8について「あり」または「できない」が1つでもある場合は、歯科医師等による口腔内等の確認の必要性「高い」とする。 ・その他の項目等も参考に歯科医師等による口腔内等の確認の必要性が高いと考えられる場合は、「高い」とする。
--	---

産科医療機関への連絡事項	(自由記載)
介護支援専門員への連絡事項	(自由記載)

項目番号	項目	評価	評価基準	評価の必要性
1	開口	1. できる 2. できない	・上下の前歯の間2本分（歯）入る程度まで口が开かない場合（開口量3cm以下）には「できない」とする 開口できる 図2本分（歯）入る 開口できない 図2本分（歯）入らない	・開口できなければ、口腔の健康状態の確認は行えないことから、歯科医師と歯科衛生士の観察が必要である。 ・開口が保たれていない場合は、口腔機能と関連した可能性が高い。また、舌苔上群の舌の低下から嚥下障害も疑われる。
2	歯の汚れ	1. なし 2. あり	・歯の表面や歯と歯の間の白や茶色の汚れ等がある場合には「2. あり」とする。 歯の表面に茶色の汚れ 歯の根元に茶色の汚れ 歯石 歯全体に汚れ	・歯が汚れている状態は、汚れに付着する細菌等も増えて付着している状態である。歯の汚れと同じく、汚れを飲み込み腸に到達すると口腔機能障害の可能性もある。 ・むし歯の発生や歯肉の不適切な反応で原因で、自浄作用が低下し、歯・舌・咽等の動きが低下し、自浄作用が低下している可能性も考慮する。 ・口腔ケアの頻度や内容、食生活や口腔ケアといった全身の問題も疑われる。
3	舌の汚れ	1. なし 2. あり	・舌の表面に白や黄色、茶、黒色の汚れ等がある場合には「2. あり」とする。 正常舌 白苔（口腔カンジダ） 赤（舌苔、汚れ） 黒（黒毛舌）	・舌が汚れている状態は、汚れに付着する細菌等も増えて付着している状態である。歯の汚れと同じく、汚れを飲み込み腸に到達すると口腔機能障害の可能性もある。 ・むし歯の発生や歯肉の不適切な反応で原因で、自浄作用が低下し、歯・舌・咽等の動きが低下し、自浄作用が低下している可能性も考慮する。 ・口腔ケアの頻度や内容、食生活や口腔ケアといった全身の問題も疑われる。
4	歯肉の腫れ、出血	1. なし 2. あり	・歯肉が腫れている場合（反対側の同じ部分の歯肉との比較や両側との比較）や歯茎が口唇や舌の歯に出血する場合は「2. あり」とする。 健全な歯肉 腫れた歯肉 腫れて出血した歯肉	・歯肉の腫れ、出血は歯肉病の可能性があり、歯肉病は放置すると気づく可能性がある。 ・歯肉病の部位は口腔機能等の全身疾患との関連も報告されている。
5	左右両方の歯肉でしっかりかみしめられる	1. できる 2. できない	・歯茎が強い部分だけでなく、本人にしっかりと噛みしめられないと気づかずに咬むと、歯茎が強い部分で噛みしめられる可能性がある。「できない」とする。 歯茎でしっかりと噛みあっている 左右上下の歯茎はすべて噛みあっている 右の上下の歯茎は噛みあっていない	・歯茎が強い場合に、食物をかみ砕く能力が低下し、食事量等も制限されるだけでなく、栄養吸収との関係も報告されている。 ・歯周病や歯肉の炎症も関係しており、歯肉の腫れ等も含めて検討が必要である。
6	むせ	1. なし 2. あり	・平時や食事時にむせが頻回で明らかに「むせ」はなくても、食事の始めから、声の変化、息が短くなる等がある場合は「2. あり」とする。 むせ 呼吸困難 解読動画	・嚥食低下の可能性がある。食事形態に調整が必要だけでなく、入院等との関係も報告されている。 ・嚥食や食物等を嚥下している可能性があり、嚥食低下確認の検査や訓練等が必要かもしれない。 ・呼吸困難がある場合は「むせ」があるときより口腔機能障害の可能性が高い状態といえる。食費確保との関係が重要である。
7	ぶくぶくうがい ^{※1}	1. できる 2. できない	・歯茎が後ろのうがいの際に口に水をためておけない場合や喉を咽まさない場合や咽まされた喉を左右に動かさない場合は「できない」とする。 できる できない 解読動画	・ぶくぶくうがいの可否は口の閉鎖や舌の運動の動きと関連しており、食事形態等との関係は報告されている。入院等との関係も報告されている。 ・口腔機能と食事形態とをともに、口腔生理学的な観点と口腔機能の一つである。
8	食物のため込み、残屑 ^{※2}	1. なし 2. あり	・食事の際に口の中に食物を飲み込まずためたり咀嚼や飲み込んだ後に口を開けると食物が一部残っている場合は「2. あり」とする。 食物が咽下している 咀嚼に食物が残っている 解読動画	・嚥食低下の可能性があり、食事形態に調整が必要である。 ・口腔機能と食事形態が関係している可能性がある。 ・食事形態の検討や、嚥食低下確認の検査、訓練等が必要状態である。
9	その他	自由記載	・歯が腐敗、抜けている、欠けている、虫歯がある、歯肉や舌等、口の粘膜に痛み、腫れ、口内炎、乾膜がある、口の内の乾燥、口臭、歯茎の汚れ、歯茎がすぐに外れる、口の内に歯が残っている等の気づいた点があれば記載する。 歯肉に歯が刺さっている 歯茎の痛みが強い 歯が欠けた隙を埋めている	・歯の腐敗については歯肉病、むし歯の可能性があり、歯の腐敗による口腔機能の低下や歯肉病の発生も報告されている。 ・口内炎、舌炎、口の内の乾燥は口腔機能障害のリスク要因でなく、嚥食の妨げとなる。口腔機能の低下に伴う嚥食低下のリスク要因である。また、口腔ケア、口腔ケアの頻度や内容、食生活や口腔ケアといった全身の問題も疑われる。 ・歯茎の腐敗は嚥食低下の一因であり、口腔ケアの頻度や内容、食生活や口腔ケアといった全身の問題も疑われる。 ・歯の欠けた隙については、歯肉が落ちる可能性がある。口内炎の発生も報告されている。

※2 食事の観察が可能な場合は確認する。(改めて実施頂く事項ではないため空欄可)

要介護高齢者の介護現場において 口腔ケアが必要なことは 今や常識！

- 口腔ケアは
- むし歯や歯周病を予防します
 - 誤嚥性肺炎を予防します
 - 感染症や発熱を予防します
 - 要介護度の進行を防ぎます
 - 認知機能の低下を軽減させます
 - しっかり食べることで栄養補給ができ体力向上
 - 舌の味覚が高まり、食べる楽しみを継続させます

歯科専門職による**専門的口腔ケア**は 器質的口腔ケアに加えて機能的口腔ケア

器質的口腔ケア = 従来の口腔ケア

口の中を清潔に保つためのケア

機能的口腔ケア

口腔機能の維持・回復に向けたケア

口の中や口まわりのマッサージ、飲み込む力を鍛えるトレーニングやリハビリ

低栄養の改善・予防

神戸市歯科医師会 訪問口腔ケア事業

在宅で寝たきり状態にあり 歯科医院通院が困難な方で
要介護認定を受けておられる方を対象に歯科衛生士が
訪問し、**専門的口腔ケア、口腔機能管理**を継続して行
います

申込み・問い合わせ

神戸市歯科医師会 歯科保健推進室

TEL : 078-391-8020

FAX: 078-391-6480

訪問口腔ケアの流れ

申込みフォームまたは依頼用紙に記入してFAXで申し込み



担当歯科医師と歯科衛生士が訪問してお口の中の状態を確認



訪問計画に基づき歯科衛生士による専門的口腔ケア・口腔機能管理を継続的に実施

医療保険および、介護保険の一部を担当歯科医院が算定

※ 居宅療養管理指導費は 居宅サービスにおける支給限度額管理の対象外

申込みフォームは
ダウンロード可能

神戸市歯科医師会 訪問口腔ケア事業 から



**今後ますます介護事業者と
歯科専門職の連携が求められています**

**神戸市歯科医師会 歯科保健推進室に
ご連絡ください**

TEL 078-391-8020